給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第９号

名古屋市北区天道町１丁目30番地の１　メイツ黒川204号

再生債務者　戸上　省吾

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月12日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年３月２日まで

平成24年２月10日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再ロ）第１号

静岡県富士市国久保２丁目11番22号

再生債務者　藤曲直応妃

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年２月９日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年３月12日まで

平成24年２月13日

静岡地方裁判所富士支部破産係

平成２３年（再ロ）第５号

愛媛県松山市石風呂町379番地

再生債務者　矢野　宏樹

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年２月６日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年３月12日まで

平成24年２月13日　　松山地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第１０００３号

茨城県高萩市大字赤浜2078番地の５

再生債務者　緑川　重男

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年１月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年２月10日　水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（再ロ）第２号

栃木県栃木市今泉町２丁目８番41号

再生債務者　長谷川和樹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年２月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年２月９日

宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（再ロ）第６９号

大阪市西区南堀江４丁目３番25―603号

再生債務者　外園　友子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年２月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年２月10日

大阪地方裁判所第６民事部

解散命令公告

千葉県公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者の所在が知れないので、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成 24 年２月 21 日

千葉県知事　鈴木　栄治

記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定により解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

協同組合イナゲシヨツパーズ

千葉県千葉市美浜区稲毛海岸四丁目13番１号

企業組合葛南マリンパーク

千葉県浦安市富士見四丁目４番４号

教示

1．この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉県知事に対して行政不服審査法による異議申し立てをすることができます。

2．この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（ただし、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

会社その他公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十四年二月十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲、乙）平成二十三年七月一日付官報（号外第一四六号）一八三頁

平成二十四年二月二十一日

北海道苫小牧市白金町一丁目一番一号

（甲）苫小牧王子紙業株式会社

代表取締役　福田　　等

北海道苫小牧市白金町一丁目一番一号

（乙）白金プレス株式会社

代表取締役　福田　　等

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十四年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十四年二月二十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　北海道新聞

掲載の日付　平成二十四年一月五日

掲載頁　二十七頁

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月九日

掲載頁　九十四頁（号外第一二三号）

平成二十四年二月二十一日

北海道小樽市港町五番三号

（甲）北日本倉庫港運株式会社

代表取締役　大田　秀樹

北海道小樽市港町五番四号

（乙）郵船海陸運輸株式会社

代表取締役　市川　一泰

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十四年二月十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://sekiwakensetsu.com/network/company/zyoyou

（乙）http://sekiwakensetsu.com/network/company/chiba/

平成二十四年二月二十一日

茨城県牛久市岡見町二八五六番地二

（甲）積和建設常葉株式会社

代表取締役　藪下　　進

千葉県千葉市若葉区都賀一丁目四番四号

（乙）積和建設千葉株式会社

代表取締役　山中　貞夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年七月十二日

掲載頁　一一〇頁（号外第一五三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年七月八日

掲載頁　一五三頁（号外第一五一号）

平成二十四年二月二十一日

千葉県船橋市本町七丁目一一番五号

（甲）テックソフトアンドサービス株式会社

代表取締役　溝口　義秋

千葉県船橋市本町二丁目二番七号

（乙）株式会社社サンテック

代表取締役　村山　和治